

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。本格的な夏を前に暑い時期となりました。梅雨明け後には厳しい暑さとなりますので、健康には十分ご注意ください。
今回は、「申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直し」についてご紹介いたします。

申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直し

令和7年1月以後、税務署等に申告書等の控えを持参又は郵送した場合は、控え書類へ「收受日付印」の押なつがされないこととなりました。

対象となる「申告書等」は、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他の書類のほか、納税者が、他の法律の規定により、若しくは法律の規定によらずに税務署等に提出する全ての文書をいいます。

なお、e-Taxによる申告を行った場合には、メッセージボックスに格納される“受信通知”で提出事実等を確認することができますので、特段何も変わりません。

令和7年1月以後における申告書等の提出事実・提出年月日の確認方法

書面で申告した場合であっても所得税の申告書等については、オンライン申請による「申告書等情報取得サービス」や「保有個人情報の開示請求」、「納税証明書の交付請求」により確認することも可能です。

オンラインを利用しない場合であっても、従来どおり、税務署において「保有個人情報の開示請求」、「申告書等の閲覧サービス」、「納税証明書の交付請求」といった手段により確認することも可能です。

また、令和7年1月以降、当分の間の対応として、窓口で交付する「リーフレット」に申告書等を收受した「日付」や「税務署名」を記載したものが、希望者に配布されます。

【参考】令和7年1月以後における申告書等の提出事実・提出年月日の確認方法

① e-Taxによる申告・申請手続	e-Taxでの申告等データの送信完了後、メッセージボックスに格納される受信通知で、申告書等を提出した者の氏名又は名称、受付番号、受付日時等を確認できる。
② 申告書等情報取得サービス（オンライン請求のみ）	所得税の確定申告書、青色申告決算書及び収支内訳書について、書面提出している場合でも、パソコン・スマートフォンからe-Taxを利用してPDFファイルを無料で取得できる。
③ 保有個人情報の開示請求	個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認できる（写しの交付の場合は1か月程度かかる）。
④ 税務署での申告書等の閲覧サービス	税務署の窓口で、自身が過去に提出した申告書等を閲覧できる。
⑤ 納税証明書の交付請求	納税証明書の交付請求をすることで、確定申告書等を提出した場合の納税額、所得金額又は未納の税額がないことの証明書を取得できる。

出典：国税庁 申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しに関する Q&A
税務通信 3785号 2024年1月15日 より

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350